

外交努力により中東地域の早期事態収拾を求める意見書（案）

アメリカとイスラエルは2月28日、イランに対する大規模先制攻撃を開始した。首都テヘランほか各地が空爆され、イラン最高指導者のハメネイ師が死去し、子どもを含む民間人が多数死傷している。イラン側も周辺諸国の米軍基地などに反撃し、中東全域に戦禍が広がりにつつある。

そもそも、国連憲章は武力の行使やその威嚇を禁止しており、武力行使が例外的に認められるのは、安全保障理事会の決議がある場合と他国から攻撃を受けた際の自衛反撃に限られる。今回の事態で、イランから事前に武力攻撃があった事実は確認されておらず、アメリカとイスラエルによる攻撃が国連憲章に違反することは明白である。

今般の事態は、輸入原油の9割以上を中東に依存する我が国にとって、ガソリン、電気などのエネルギー価格高騰をはじめとした深刻な影響を及ぼす恐れがあり、物価高に苦しむ国民・県民の暮らしと地域経済への打撃が強く懸念される。

よって、国におかれては、アメリカとイスラエルによる国連憲章違反を明確に批判し、関係各国と国際社会に対して、これ以上の武力攻撃の拡大を避け、武力でなく対話による外交努力により中東地域における今般の事態を早期に収拾するよう、強く働きかけることを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月24日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣